

【例1】

法律の改正により
平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等
を行う全ての方は記帳と帳簿等の
保存が必要になりました！！



記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、
取引年月日や金額等を帳簿に記載します

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります

所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【例2】

法律の改正により
平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等
を行う全ての方は記帳と帳簿等
の保存が必要です！！



所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります

《記帳・帳簿等の保存制度の対象者の方》

白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が
300万円を超える方から対象者が拡大されています。